

(目的)

第 1 条 名古屋大学総務分科会規程（平成 30 年度規程第 63 号。以下「総務分科会規程」という。）第 8 条第 2 項の規定に基づく名古屋大学創立 80 周年記念史編集専門委員会（以下「編集専門委員会」という。）に関し必要な事項は、この内規の定めるところによる。

(業務)

第 2 条 編集専門委員会は、次に掲げる業務を行う。

- 一 名古屋大学創立 80 周年記念史（以下「80 年史」という。）の編集及び執筆に関すること。
- 二 80 年史に係る史料調査、収集等に関すること。
- 三 その他 80 年史に関すること。

(委員)

第 3 条 編集専門委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- 一 大学文書資料室長
- 二 大学文書資料室名古屋大学史資料・編纂部門長
- 三 大学文書資料室員のうち、東海国立大学機構大学文書資料室規程（令和 2 年度機構規程第 124 号）第 5 条第 1 項第 1 号に規定する者
- 四 名古屋大学（以下「本学」という。）の大学教員 若干名
- 五 その他必要と認められる者

2 前項第 4 号及び第 5 号の委員は、総長が任命する。

(委員長及び副委員長)

第 4 条 編集専門委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長については、大学文書資料室長をもって充て、副委員長については、大学文書資料室名古屋大学史資料・編纂部門長をもって充てる。

2 委員長は、編集専門委員会を招集し、その議長となる。ただし、委員長に事故がある場合は、副委員長がその職務を代行する。

(協力委員)

第 5 条 第 3 条に定める委員のほか、編集専門委員会に協力委員を置くことができる。

2 協力委員は、必要が生じた都度、編集専門委員会の議を経て、委員長が任命又は委嘱するものとし、その任期は、委員長が決めるものとする。

(意見の聴取)

第 6 条 編集専門委員会が必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(庶務)

第 7 条 編集専門委員会の庶務は、管理部総務課の協力を得て、大学文書資料室において処理する。

(雑則)

第 8 条 総務分科会規程及びこの内規に定めるほか、編集専門委員会に関し必要な事項は、総長が定める。

附 則

この内規は、平成 28 年 11 月 1 日から施行する。

附 則（令和元年 6 月 5 日 内規）

この内規は、令和元年 6 月 5 日から施行し、平成 31 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（令和 2 年 7 月 15 日 名大内規）

この内規は、令和 2 年 7 月 15 日から施行し、令和 2 年 4 月 1 日から適用する。